

「コンテナバッグ」商品形態・不正競争行為差止等請求事件：東京地裁平成25(ワ)23579・平成26年12月26日（民40部）判決〈請求棄却〉

### 【キーワード】

商品等表示性（商品形態）の二次的意味，商品形態の周知性・混同性（不競法2条1項1号），特別顕著性

### 【事案の概要】

本件は，原告（日中国際貿易株式会社）が，被告（株式会社三高）に対し，被告が輸入販売する別紙被告商品目録1ないし3記載の商品（以下，それぞれ「被告商品1」ないし「被告商品3」といい，併せて「被告各商品」という。）が，原告の商品等表示として周知な別紙原告商品目録1ないし3記載の商品（以下，それぞれ「原告商品1」ないし「原告商品3」といい，併せて「原告各商品」という。）の形態と類似し，誤認混同のおそれがあるとして，不競法2条1項1号，3条1項に基づき，被告商品の輸入，譲渡等の差止め，同法3条2項に基づき占有する被告各商品の廃棄，同法4条，5条2項に基づき779万6250円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成25年9月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提となる事実等（証拠の摘示のない事実は当事者間に争いのない事実又は弁論の全趣旨から容易に認められる事実である。）

#### (1) 当事者

原告は，フレキシブルコンテナバッグの製造・輸入販売，各種産業資材・建設資材の輸入販売，各種縫製製品の委託加工業務等を業とする株式会社である。

被告は，建築・土木資材の輸入販売・商品開発等を業とする株式会社である。

#### (2) 原告各商品の輸入販売

原告は，平成3年頃から，左官用のバケツである原告各商品を輸入販売している。

原告各商品の形態は，別紙原告商品目録1ないし3のとおりである。

#### (3) 被告各商品の輸入販売

被告は，左官用のバケツである被告各商品を中国から輸入し，卸売会社や被告のホームページ等を通じて販売している。

被告各商品の形態は，別紙被告商品目録1ないし3のとおりである。

#### (4) 原告各商品と被告各商品の形態の類似性

原告商品1ないし3と，被告商品1ないし3の形態が，それぞれ概ね類似することについて，被告は特段争わない（誤認混同のおそれがあるかについては争いがある。）。

## 2 争点

- (1) 原告各商品の形態の商品等表示性
- (2) 原告各商品の形態の周知性
- (3) 原告各商品と被告各商品の誤認混同のおそれ
- (4) 被告各商品は真正商品の並行輸入として違法性がないか（予備的抗弁）
- (5) 損害発生の有無及びその額

### 【判 断】

#### 1 争点(1)（原告各商品の形態の商品等表示性）について

原告は、原告各商品の形態が商品等表示に該当すると主張するので、以下この点について判断する。

商品の形態は、商標等と異なり、本来的には商品の出所を表示する目的を有するものではないが、商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有するに至る場合がある。そして、このように商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有し、不競法2条1項1号にいう「商品等表示」に該当するためには、①商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有しており（特別顕著性）、かつ、②その形態が特定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は極めて強力な宣伝広告や爆発的な販売実績等により（周知性）、需要者においてその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっていることを要すると解するのが相当である。以下、この観点から検討する。

(1) 証拠によれば、以下の事実が認められる。

ア 乙1①バケツの形態は以下のとおりである。



イ 乙1②バケツの形態は以下のとおりである。



ウ 乙1③バケツの形態は以下のとおりである。



エ 乙1④バケツの形態は以下のとおりである。





オ 乙1⑤バケツの形態は以下のとおりである。



カ 乙2-1-①バケツの形態は以下のとおりである。



キ 乙2-2-①バケツの形態は以下のとおりである。



ク 乙2-2-②バケツの形態は以下のとおりである。



ケ 乙2-2-③バケツの形態は以下のとおりである。



コ 乙2-3-①バケツの形態は以下のとおりである。



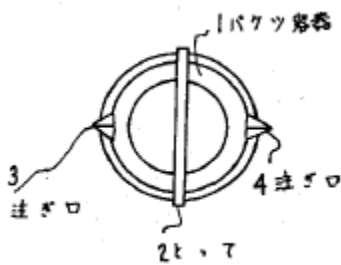
サ 乙8マイクロフィルムの記載は以下のとおりである。

(ア) 明細書の考案の詳細な説明

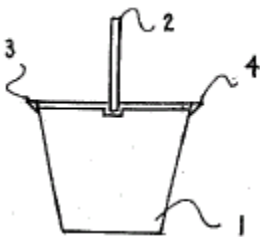
- ・「この考案は上部に注ぎ口をつけたバケツ容器に関するものである。」  
(2頁11行～12行)
- ・「本案は以上のような構造であるから、とって(2)をもち、液体を移す場合、注ぎ口(3)又は(4)から、従来より狭い範囲で液体がながれでるためにより確実に移せる。」(3頁4行～7行)

(イ) 図面

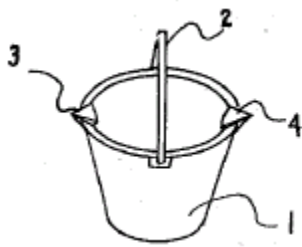
- ・ 第1図



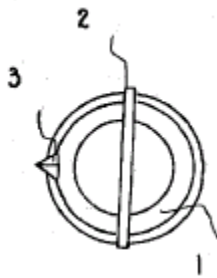
- ・ 第2図



・ 第3図



・ 第4図



シ 乙9公報の記載は以下のとおりである。

(ア) 考案の詳細な説明

・ 「【考案が解決しようとする課題】

ところが、バケツ本体の底面が平面に形成されていると、次のような問題がある。

(1) 底面の外周に側面との間で角部が生ずるため、モルタル等の液状体を攪拌するとき、該角部で攪拌されない部分が発生する。」(段落【0003】)

・ 「(2) 底面の外周に側面との間で角部が生ずるため、バケツに容入したものを『すくいとる』とき、該角部が完全にすくいとることができず残りが発生する。例えば、モルタルを入れて塗装する場合、みそ汁、スープ等を入れて給食の配膳をする場合、等に残りが生ずることは好ましくない。」(段落【0004】)

・ 「また、従来のバケツは取手がないと持って移動することが不便であるが、バケツ本体を持って移動したいことが多々ある。

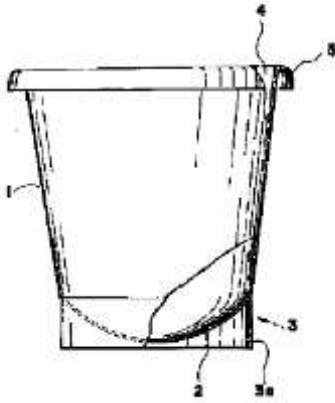
本考案は、この点に鑑み取手があっても、また、たとえ取手がなくてもバケツ本体を持って容易に移動可能なバケツを提供することを第2の目的とする。」(段落【0007】)

・ 「さらに、バケツ本体1の開口4の周縁は、外側に比較的大きく折り返されて断面逆U字状又は逆V字状の手掛け部5に形成されている。この手掛け部5は、手が掛けやすくなっており、ここを持ってバケツの持ち上げ、移動ができるようになっている。」(段落【0016】)

(イ) 図面

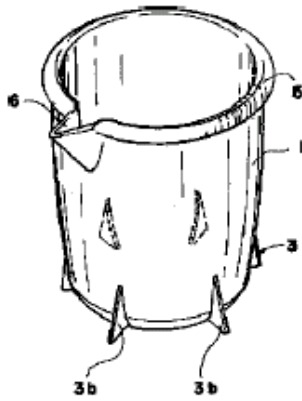
・ 図1

【図1】



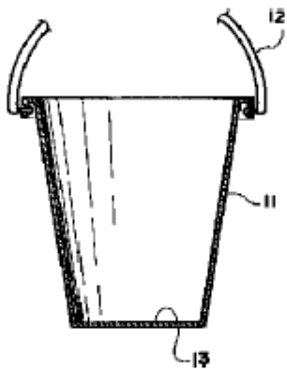
・ 図2

【図2】



・ 図3

【図3】



ス 上記アないシロのバケツについては、遅くとも平成25年12月16日までは販売されているところ、リス興業株式会社は、「ウルトラバケツ」との商品名の左官用バケツを昭和48年から販売し、乙1③バケツを平成13年頃から、乙2-2-③バケツを平成19年頃から販売している。〔乙5の1, 2〕



また、三甲株式会社は、乙1⑤バケツを、平成11年11月頃から販売している。〔乙6〕

(2) 上記認定事実を基に判断する。

ア 原告は、原告各商品の形態につき平成19年には周知性を獲得したと主張し、原告商品1については高さ方向の長さが極端に短い流し口の形状であること、原告商品2については、①ハンドルホルダーが上面開口部と段差なく設けられていること、②そのハンドルホルダーの上面外側にR状の面取が施されていること、原告商品3については、金属ハンドル及びロープハンドルの両方が取り付けられていることに、それぞれその形態の特別顕著性があるとするので、以下検討する。

(ア) 原告商品1について

原告は、原告商品1の特別顕著性は高さ方向の長さが極端に短い流し口の形状にあると主張する。

しかし、左官用バケツにおいて嘴状の流し口形状を有するという形態は乙1①ないし③バケツ及び乙2-1-①バケツなどにもみられる形態であり、特に平成13年頃に既に販売されていた乙1③バケツの嘴状の流し口は、高さ方向の長さも比較的短く、原告商品1と乙1③バケツの流し口の長さの差異自体にそれほどの特徴があるものとは到底認められないし、バケツ一般についてみれば、原告商品1のような高さ方向の長さが極端に短い流し口の形状は乙8マイクロフィルム及び乙9公報記載のバケツにもみられる特徴にすぎないから、原告商品1の流し口の形状が特別顕著な形態であると認めることはできないというべきである。

(イ) 原告商品2について

原告は、原告商品2の特別顕著性は、①ハンドルホルダーが上面開口部と段差なく設けられていること、②そのハンドルホルダーの上面外側にR状の面取が施されていることにあると主張する。

しかし、平成11年11月頃に既に販売されていた乙1⑤バケツのほか、乙1④バケツには、上面開口部と多少の段差があり、上面外側にR状の面取はないものの、その位置関係及び大きさにおいて原告商品2のハンドルホルダーと同様の形状の取手（ハンドルホルダー）が設けられているところ、それとの対比において、原告商品2におけるハンドルホルダーが上面開口部と段差なく設けられ、その上面外側にR状の面取が施されているとの点が格別の特徴を有するものと認めることはできない。

したがって、原告商品2が左官用バケツとして特別顕著な形態であるとはいえない。

(ウ) 原告商品3について

原告は、原告商品3の特別顕著性は、バケツに金属ハンドル及びロープハンドルの両方が取り付けられていることにあると主張する。

しかし、金属ハンドルないしロープハンドルの一方を取り付けたバケツは

平成19年以前から販売されていたところ、バケツの用途及び使い勝手に応じて、金属ハンドル及びロープハンドルの両方を取り付けることは容易に想定されるものというべきであり、したがって、この両方を取り付けることにより形態としての特別顕著な特徴が生じるものとは認められないというべきであって、販売開始時期は不明であるもののロープハンドルとプラスチックハンドルの両方が取り付けられている乙2-3-①バケツが遅くとも平成25年12月には販売されていること等からしても、原告主張の原告商品3の形態が特別顕著なものであるということはできないと認めるのが相当である。

(エ) また、証拠(甲9の1, 11, 12)によれば、原告は、原告各商品の宣伝に用い、また卸売業者に対し送付していたと主張するパンフレット等において、原告各商品である「EVAバケツの特長」として、①使用の感触ないし使用感がよいこと、②材料の清掃が簡単であること、③耐摩耗性にすぐれていること、④耐寒性にすぐれていること、⑤耐衝撃性にすぐれていることは宣伝するものの、原告が原告各商品の形態の特別顕著性として主張する部分について何ら言及していないことが認められるから、原告各商品について原告の主張する部分が特別顕著な形態であるといえないことはこの点からも明らかというべきである。

イ このほか、原告は、原告各商品について、バケツの大きさや寸胴状の形状、底面裏の模様と突起の点についても形態的特徴を有すると主張する。

しかし、原告各商品におけるバケツの大きさや寸胴状の形状については、乙1③バケツ、乙1⑤バケツその他前記(1)の各バケツにもみられるごくありふれた形状であるか、あるいは同種の商品が有する形状であると認められ、また、底面裏の模様と突起についても、格別の形状的特徴とは認めすることはできないし、そもそも、それらはバケツの底面の形状にすぎないから、取引者及び需要者がバケツの形状の特徴として着目するものとも言い難いから、いずれも原告各商品の特徴的な形態ということとはできないというべきである。

ウ 以上によれば、原告各商品の形態は、商品等表示に当たるものとはいえない。

### (3) 原告の主張に対する判断

ア 原告は、原告各商品、被告各商品は左官用バケツという商品に属するところ、バケツの形状は用途によって相当程度限定され、商品形態において独自性を発揮できる部分は少ないから、商品の1か所にでも特異な形態的特徴を有する場合、その特徴は当該商品を他の同種商品と識別し得る独特の形態的特徴として、消費者に認知されやすい旨主張する。

しかし、原告各商品の形態につき、原告が特別顕著性ないし識別性を有すると主張する部分については、そもそもいずれも特別顕著性ないし識別性を有しないものであることについては、上記(2)で検討したとおりであるか

ら、原告の上記主張はそもそもその前提を欠き採用することができない。

イ また、原告は、原告各商品における需要者は、左官用バケツの販売業者や購入者である左官職人であり、特別顕著性の該当性判断は、左官用バケツの販売業者や購入者である需要者を基準にすべきであるところ、これらの者が通常接することがない実用新案の公報などに掲載されたに過ぎない商品形態は、特別顕著性の判断要素として考慮されるべきではない旨主張する。

しかし、これら公報類についても、これら出願当時の同種製品の形状等を示すものとして考慮に入れること自体は何ら差し支えないというべきである。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

ウ さらに、原告は、原告各商品の形態が特徴的なものである旨の主張に沿う証拠として、卸売業者の証明書（甲8の1ないし3）を提出する。

しかし、上記各証明書は、いずれも不動文字で記載された同内容の書面に、各業者の関係者が記名ないし署名し押印したのみのものであり、卸売業者の一般的な認識を示すものとはいいい難いほか、肩書に「専務」とするものがあるほかは、どのような者が記名ないし署名したのかすら不明であって、証明力には乏しいものといわざるを得ない。

そうすると、これらの証拠を考慮しても、原告各商品の形態についての原告の上記主張を採用することはできないというべきである。

## 2 結論

以上によれば、その余の点につき判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

### 【論 説】

1. この事件判決は、極めて妥当な判断がなされたものであるから、あえて取り上げて論ずる必要はないけれども、よくあり得る事案であることから紹介する。

裁判所は、不競法2条1項3号が保護対象としている「商品の形態」自体が特定の出所を表示することを「特別顕著性」と呼び、ほかの同種商品とは異なる顕著な特徴を有するものとして保護対象としているが、この商品形態は同時に特定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は極めて強力な宣伝広告や螺旋的な販売実績等によって「周知性」を獲得している場合は、第三者による不正競争行為に対しこれを保護することにしている。

2. ところが、本件において見られる被告商品の形態との関係における原告各左官用バケツの形態には、「そもそもいずれも特別顕著性ないし識別性を有していないものである」から、原告の主張は「そもそもその前提を欠き採用することができない。」と裁判所は認定した。また、原告は、左官職人らは実用新案公報には通常接することがないのだから、特別顕著性の判断要素として考慮すべきでないと主張したことに対し、裁判所は「出願当時の同種製品の形状等を示すものとして考慮に入れること自体は何ら差し支えないというべきである。」と説示し

ている。

裁判所の判断はそのとおりであり、比較的判り易い事案であるけれども、商品形態の特別顕著性は、引用考案については無用な要素である。特別顕著性とは、もともと旧商標法（大正10年法）時代の用語であり、商標の類否判断の基準となる一要素にすぎないものである。

〔牛木 理一〕